

京田辺市 公募型プロポーザル
令和9～11年度 京田辺市地域子育て支援センター三山木運営業務 実施要領

1. 本事業の趣旨・目的

(1) 趣旨

京田辺市地域子育て支援センター三山木運営業務について、企画提案を求め、各事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(2) 目的

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、子育て講習会や育児相談などを行い、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図ること。

2. 業務の概要

(1) 件名

令和9～11年度 京田辺市地域子育て支援センター三山木運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

※ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として決定された企業と協議の上、提案書の内容を反映し、仕様を変更することができる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(4) 委託上限額

72,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. プロポーザルに関する日程等

項目	日程
公告（実施要領等の配布、HP掲載）	令和8年8月3日（月）
現場説明会 申込期間	令和8年8月3日（月）（公告日）～8月7日（金）

現場説明会	8月17日（月）
質問書の受付期間	令和8年8月3日（月）（公告日）～8月20日（木）
質問書 最終回答	令和8年8月27日（木）
公募開始（参加表明書受付）	令和8年8月28日（金）
参加表明書受付期間	令和8年8月28日（金）（公募開始日）～9月10日（木）
書類審査の通知	令和8年10月2日（金）
企画提案書の受付期間	令和8年10月2日（金）（書類審査通知日）～10月22日（木）
企画提案審査（プレゼンテーション）	令和8年11月10日（火）
選考結果の通知・公表	令和8年11月中旬～下旬
契約締結	令和8年12月中
委託準備期間	令和9年1～3月
業務委託開始	令和9年4月

※上記日程は変更となる可能性あり。

※項目内に期限のあるものは、日程に掲げた日の午後5時までを期限とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- （1）公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （4）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- （5）業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに、経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- （6）管轄拠点（本社又は支社・支店・営業所等）の所在地が京都府内又は隣接府県にあること。
- （7）令和4年度以降に子育て支援に係る施設等の運営業務を1年以上受託していること。

(8) 次のアからコまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 京田辺市税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者

ケ 営業開始日より2年を経過しない者

コ 営業の開始に関し、官公庁の許可若しくは認可を得ていない者又は業務上必要とする届出等を行っていない者

5. 質疑応答

(1) 質問の受付期限

令和8年8月20日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問事項を記入し、件名を「【質問】令和9～11年度 京田辺市地域子育て支援センター三山木運営業務（事業者名）」とした上で、問い合わせ先へメールを送信すること。

※なお、電話でメールの到着確認を必ず行うこと。

また、メール以外での質問及び質問受付期間を過ぎた質問には回答しません。

(3) 回答

一定数の質問を取りまとめた上で、随時（令和8年8月10日（月）、令和8年8月17日（月）、令和8年8月27日（木））京田辺市ホームページに掲載します。

6. 現場説明会（希望事業者のみ）

（1）実施日時・集合場所

令和8年8月17日（月）17時30分から

京田辺市地域子育て支援センター三山木【京田辺市三山木中央六丁目5番地16（1階）】

（2）申込方法・期限

件名を「令和9～11年度 京田辺市地域子育て支援センター三山木運営業務に伴う現場説明会参加申込み」とした上で、事業者名、参加人数、担当者名及び連絡先を明記し、令和8年8月7日（金）午後5時までに問い合わせ先へ電子メールで申し込むこと。なお、電話でメールの到着確認を必ず行うこと。

（3）その他

ア 説明会への参加は任意とし、参加の有無については審査に影響しない。

イ 公平性を期すため、本説明会内での質問には一切応じない。なお、質問がある場合は本要領に定める方法により行うこと。

ウ 参加人数は2人までとする。

7. 参加表明書の提出

（1）提出期限 9月10日（木）午後5時必着

（2）提出場所 京田辺市役所こども未来部子育て支援課

（3）提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参すること。

（4）提出書類

次の書類を1部ずつ提出すること。

提出書類	提出上の注意
参加表明書（様式第1号）	
法人概要書（様式第2号）	※法人の運営理念・沿革・組織等がわかるパンフレット等を添付すること。

業務実績調書（様式第3号）	令和4年度以降に、国、地方公共団体その他の公共的団体から元請として受託し、1年以上継続して履行した地域子育て支援拠点又はこれに類する子育て支援施設の運営業務実績、また履行中の業務については、基準日現在で1年以上履行している実績について記載すること。また、これらが確認できる書類（業務実績：契約書等の写し）を添付すること。
---------------	--

※本市のR7・8・9年度物品・役務等の競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者については、別途申請が必要なため、令和8年9月25日（金）までに審査が完了するように手続きをすること。手続き方法については子育て支援課から案内するため、別途申し出ること。なお、審査には閉庁日をのぞいて1週間程度必要なので留意すること。

8. 書類審査

（1）参加表明書の提出期限・結果通知

参加表明書の提出期限 令和8年9月10日（木）

結果通知は参加表明書（様式第1号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年10月2日（金）に通知する。

（2）審査方法

審査については、市が設置する選定委員会において実施するものとする。

（3）審査基準

審査基準要領のとおり。

9. 企画提案書の提出

（1）提出期限

令和8年10月22日（木）まで

（2）提出方法

こども未来部子育て支援課まで持参又は郵送で8部（正本1部・副本7部）提出すること。

（3）提出書類

次の書類を提出すること。

提出書類	提出上の注意
企画提案書提出届	様式第5号

企画提案書	様式第 6 号－ 1 ～ 6 ※以下（４）、（５）を参照の上作成すること。
見積書	様式第 7 号
企画提案書の開示に係る意向申出書	様式第 8 号 非開示を希望する場合、複製した企画提案書に黒塗りしたものを併せて提出すること。

（４）企画提案書作成の留意事項

- ア A 4 版で文字の大きさを 10.5 ポイント以上で、総ページ数 15 枚以内（両面可）とする。
- イ 左綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。単色、カラーは自由とする。
- ウ 企画提案書は目次及びページ番号を付けること。（目次は企画提案書の枚数に含めない。）
- エ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記述すること。
- オ 企画提案書は、1 事業者につき 1 点とする。
- カ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

（５）企画提案書その他

- ア 提出された企画提案書の著作権は、提案者に帰属するとともに、本プロポーザル手続における契約の相手方の受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京田辺市情報公開条例（平成 10 年京田辺市条例第 12 号）に基づき取り扱うこととし、また、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。
- イ 提出された応募書類等は返却しない。
- ウ 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。また、提出された提案書等の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として、取り扱うので留意すること。
- エ 企画提案書は事業者の選定を目的とするものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

10. 企画提案審査

(1) 実施日・場所

令和8年11月10日（火）

※場所・時間については、別途指定する。

(2) 審査基準

審査基準要領のとおり。

(3) 受託候補者の選定について

審査基準要領のとおり。

(4) 実施方法

ア 提出した提案書を基にスライド等を用いて説明すること。

イ 企画提案審査の出席者は、3名以内とすること。

ウ 説明時間は、準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

エ 企画提案審査は非公開とする。

オ 審査内容及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

カ 説明は企画提案書にあらかじめ記載した内容のみとし、新規提案は認めない。（企画提案書の内容を補足するようなスライド等は可）

キ 企画提案審査時で使用する資料の配布は認めない。

11. 審査結果の通知

(1) 審査結果は、企画提案書提出届（様式第5号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年11月中旬～下旬に通知する。また、京田辺市ホームページにも審査結果を公表する。

(2) 審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

12. 契約手続

(1) 契約方法

順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書に基づき契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務期間内において、契約で定める期間（各会計年度）ごとに、部分完了、検査、委託料の支払いを行うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令及び京田辺市個人情報保護条例（平成14年京田辺市条例第3号）の規定に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

ア 本業務を遂行するに当たり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得た秘密を一切漏らしてはならない。

イ 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

1.3. その他

- (1) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、プロポーザル参加資格を失格とする。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退届（様式第9号）を提出すること。
- (5) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りでない。
- (6) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と本市が認める場合はこの限りでない。この場合は、あらかじめ再委託に関する事項を書面によって提出し、本市の承諾を得ること。
- (7) 提案に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が別に定める。

1.4. 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 ことも未来部子育て支援課（担当 飯田、田中）
メー ル jido@city.kyotanabe.lg.jp
住 所 京都府京田辺市田辺80番地
電 話 0774—64—1376